平成２９年（フ）第１７４号
川崎市中原区中丸子475番地　第３玉川荘３
債務者　瀬戸　正守
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
川崎市高津区久末567番地２
債務者　坂本恵美子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
川崎市多摩区中野島５丁目15番12号　アスタック弐番館　２－Ｐ、前住所川崎市多摩区菅馬場１丁目27番14―402号
債務者　依田　真悟
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
川崎市多摩区登戸398番地　パールハイム弐番館　204
債務者　後藤　桂子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
川崎市川崎区中島２丁目18番10号　姫路ビル103
債務者　横山　君江
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
川崎市川崎区池田１丁目14番７号
債務者　大橋　明美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
名古屋市昭和区村雲町６番11号
債務者　柴田　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７５号
名古屋市瑞穂区苗代町26番13号
債務者　髙倉かづみ（旧姓田本）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２４号
新潟県糸魚川市大字歌147番地
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１５号
愛知県北名古屋市鹿田院田前45番地
債務者　宮地　重樹
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１６号
名古屋市名東区貴船１丁目143番地　サンヒルズキフネ201号、従前の住所名古屋市名東区社が丘３丁目105番地　ローヤル白山205号
債務者　井上　智子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２２号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目８番１号　月見ハイツＢ―202号
債務者　藤嶋　道夫
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１５号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目１番17号　パークサイド月寒東203号
債務者　森井　有子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６５号
札幌市南区澄川４条３丁目８番31号　プレミエール澄川43―301号
債務者　石﨑　浩美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８３号
札幌市豊平区旭町３丁目２番５号　マンション美沢
債務者　堀家　真路
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８８号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目３番６―406号
債務者　氏家　春惠（旧姓牧山）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１１号
札幌市北区新琴似４条４丁目６番13号
債務者　藤盛　光雄
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部